

外国人の方を雇用する共済契約者の皆様へ（お願い）

外国人被共済者の方が退職金請求をされないまま帰国される事例が発生しております。

外国人被共済者の方が退職し、日本を出国されることが分かった場合は、速やかに退職金請求手続きをしていただきますよう、被共済者へのご案内をお願いいたします。

退職金受給の要件

退職金は、労働者（被共済者）が特定の企業を辞めたときではなく、建設業で働なくなったときに、共済手帳に貼り終わった共済証紙及び電子申請により掛金納付された日数の合計が12月（21日分を1カ月と換算）以上あった場合に、受け取ることができます。

外国人被共済者の出国（帰国）が決まった場合

退職金のお支払いまでには、必要な書類が全て揃っていて、建退共各都道府県支部で当該書類をお預かりしてから、おおよそ1カ月かかります。

出国（帰国）される前に被共済者の預貯金口座は解約されてしまうため、口座を解約する前に退職金を受け取っていただきますようお願いいたします。

※退職金請求書提出時、付箋等に「帰国予定日」及び「支払い希望日」を記入し添付してください。

外国人被共済者が退職するまでに

退職日までの就労日数に応じた共済証紙が共済手帳に貼付されているか、もしくは退職金ポイントが充当し終えているかを確認してください。



退職金請求書は、インターネットよりダウンロードし、印刷してご利用いただけます。



『建退共本部ホームページ』

→ 「各種申請書」 → 「退職金請求に関する様式」

URL: <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/form/seikyu/index.html>